

議案第3号

みやき町特別支援教育推進会条例の全部を改正する条例について

みやき町特別支援教育推進会条例の全部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正により、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場を個別に判断・決定する教育支援委員会を設置することとされたことに伴い、みやき町特別支援教育推進会条例の全部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町教育支援委員会設置条例

みやき町特別支援教育推進会条例（平成17年みやき町条例第117号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 障害がある又はその疑いがある児童、生徒及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）（以下「対象児童生徒等」という。）に対し、適切かつ継続的で一貫した就学等の教育支援を行うため、みやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）にみやき町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、みやき町立小学校及び中学校における対象児童生徒等に対する教育支援について審議するものとする。

（委員）

第3条 委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

（報酬）

第4条 委員の報酬については、みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「特別支援教育推進会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前のみやき町特別支援教育推進会条例の規定によりみやき町特別支援教育推進会が審議した意見その他の行為は、この条例の施行後は、改正後のみやき町教育支援委員会設置条例の規定により委員会が審議した意見その他の行為とみなす。

みやき町特別支援教育推進会条例の全部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>みやき町特別支援教育推進会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>本町における特別支援教育に関し適切な判別と入級を推進し、この教育の理解を深め、町教育の向上に寄与するため、みやき町特別支援教育推進会（以下「推進会」という。）を設置する。</u></p> <hr/> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>推進会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。</u></p> <hr/> <p>(1) <u>特別支援教育推進業務計画及び実施方法の確立</u> (2) <u>適切な判別と就学</u> (3) <u>就職指導の徹底と予後指導</u> (4) <u>地域社会への啓発、保護者の研修</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項（児童及び生徒の福祉、施設、施備及び教具の充実等）</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第3条 <u>推進会の事務局をみやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）内に置く。</u></p> | <p><u>みやき町教育支援委員会設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>障害がある又はその疑いがある児童、生徒及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）（以下「対象児童生徒等」という。）に対し、適切かつ継続的で一貫した就学支援等の教育支援を行うため、みやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）にみやき町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>委員会は、教育委員会の諮問に応じ、みやき町立小学校及び中学校における対象児童生徒等に対する教育支援について審議するものとする。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第4条 推進会は、会長、副会長、委員、専門委員、幹事、監査及び顧問をもって構成する。</u></p> <p><u>(委員及び役員)</u></p> <p><u>第5条 推進会に会長1人、副会長2人、委員若干人、専門委員若干人、幹事若干人及び顧問若干人を置く。</u></p> <p><u>2 会長は、教育長を充て、委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 有識者</u></p> <p><u>(2) 教育委員会関係者</u></p> <p><u>(3) 学校関係者</u></p> <p><u>(4) 関係行政機関職員</u></p> <p><u>(5) 民間団体関係者</u></p> <p><u>3 幹事は、教育委員会職員及び学校職員のうちから会長が委嘱する。</u></p> <p><u>(役員の仕事)</u></p> <p><u>第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。</u></p> <p><u>2 副会長は、会議の議長となり会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。</u></p> <p><u>3 委員は、本会における協議決定事項の推進及び事業の運営に当たる。</u></p> <p><u>4 専門委員は、専門的事業を担当し、その推進に当たる。</u></p> <p><u>5 幹事は、会議の運営及び事後処理に当たる。</u></p> <p><u>(委員及び役員の任期)</u></p> | <p><u>(委員_____)</u></p> <p><u>第3条 委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</u></p> <hr/> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第7条 <u>推進会の委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(会議)</u></p> <p>第8条 <u>推進会の会議は、委員会及び専門委員会とし、会長が召集する。</u></p> <p>2 <u>専門委員会は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>判別委員会</u></p> <p>(2) <u>就学指導委員会</u></p> <p>(3) <u>就職指導委員会</u></p> <p>(4) <u>教職員研修委員会</u></p> <p>(5) <u>啓発活動委員会</u> <u>(守秘義務)</u></p> <p>第9条 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>(報酬)</u></p> <p>第10条 (略) <u>(委任)</u></p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>推進会の運営</u>に関し必要な事項は、<u>会長が会議に諮って定める。</u></p> | <p>(報酬)</p> <p>第4条 (略) <u>(委任)</u></p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>委員会の運営</u>に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則で定める。</u></p> |

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（附則第2項関係）

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-----------------------------|--------------------|----|-------|----------------------|-----------------------------|--------------------|----|-------|----------------------|
| 別表（第2条、第3条関係） | | | | | 別表（第2条、第3条関係） | | | | |
| 区分 | 報酬 | | | 費用弁償 | 区分 | 報酬 | | | 費用弁償 |
| | 年額 | 月額 | 日額 | | | 年額 | 月額 | 日額 | |
| (略) | | | | 行政職給料表の2級以上の職員に適用する額 | (略) | | | | 行政職給料表の2級以上の職員に適用する額 |
| 特別支援教育推進 会委員 | | | 5,900 | | 教育支援委員会委員 | | | 5,900 | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| その他の附属機関 の構成員及び非常 勤職員 | 予算の範囲内で町長が定 める額 | | | | その他の附属機関 の構成員及び非常 勤職員 | 予算の範囲内で町長が定 める額 | | | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |